

令和 6 年度うるま市「感動産業特区」まちづくりブランディング事業委託業務
評価基準

評価項目		評価の着眼点	配点
企業の評価	①企業の実績	過去 5 年以内の『類似業務』に関する実績 ・実績件数（最大 5 件）	10
実施体制	②業務実施体制	業務を適正かつ確実に実施できる人員体制 （業務項目に対応した人員配置の確認）	10
企画提案	③実施方針、業務理解度	業務目的や業務実施の視点、仕様書の要件等を十分に理解している場合に優位に評価する	10
	④実施手順、工程	業務実施手順、業務スケジュールの妥当性が高い場合に優位に評価する	10
	⑤的確性	地域戦略（インナー向け）の浸透、自分ゴト化、参画促進および県内・県外向け戦略（アウトター向け）が充実した提案内容となっている場合に優位に評価する	20
	⑥実現性	提案内容に説得力がある場合、提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する	15
	⑦独創性	唯一無二の感動産業特区として、先進的で独自性のあるブランドコンセプト策定、将来像整理、ロードマップ策定、コミュニケーションワード作成等が期待できる提案内容となっている場合に優位に評価する	25
合計			100

【一次審査】

- 1 事業応募者総数が 1 社のみ又は 4 社以上の場合に実施する。
- 2 順位の設定は、提出された企画提案書等を各一次審査員が独立して評価基準に基づき評価・採点し、各一次審査員の採点の合計点が高い上位 3 者を一次通過者とする。

【二次審査】

- 1 一次審査通過者による企画提案書の説明及び選定委員と質疑応答を行うものとする。
- 2 提出された企画提案書等を各選定委員が独立して評価基準に基づき評価・採点し、最も点数の高い提案者の順位点を「4 点」、次点を「2 点」、3 位を「1 点」とする。各委員の順位点を合計した結果、合計点が最も高いものを受託候補者とする。
- 3 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「⑦独創性」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目「⑤的確性」が高い者を上位とする。
- 4 最低基準点は、各委員の評価点の平均点 60 点とする。なお、60 点に満たない場合は応募が 1 社であっても選定を見送る。